

8産政第25号  
令和8年(2026年)4月17日

長野県商店会連合会会長様  
長野県商店街振興組合連合会会長様

長野県産業労働部長

女性・若者が創る商店街賑わい創出事業補助金交付要綱の一部改正について(通知)

このことについて、下記のとおり改正しますので、本補助事業の活用が見込まれる商店街や団体等に対する周知に御配慮ください。

記

1 改正の内容

別添新旧対照表のとおり

- (1) 広域的に連携して事業を行う場合の規定等の追加
- (2) 事業計画書の提出及び補助対象事業者の採択の規定の追加
- (3) 別表から広報費を削除
- (4) (2)の追加に伴う様式の修正

2 適用年月日

令和8年4月17日

(問合せ先)

担当 産業政策課団体・サービス産業振興係  
久宝、西山

電話 026-235-7218 (直通)  
026-232-0111 (内線2907)

ファクシミリ 026-235-7496

E-mail: san-service@pref.nagano.lg.jp